

## ～国立市社会福祉協議会障害者福祉施設～

### —「障害者センター」「あすなろ」—

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### 1、事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

「障害者センター」「あすなろ」では、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束をしない支援の実施に努めます。そして、以下の方針を定め、全職員等に周知徹底します。

- ① 利用者の人権を最優先に考えます。
- ② 身体的拘束等の適正化を基本方針とします。
- ③ 身体的拘束廃止に向けて常に努力します。
- ④ 安易に「やむを得ない」で身体的拘束を行いません。
- ⑤ 身体的拘束を許容する考え方はしません。
- ⑥ 全職員で利用者本位の支援の本質を考えていきます。
- ⑦ 身体的拘束を行わないための創意工夫に取り組みます。
- ⑧ 身体的拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしたときのみです。
- ⑨ 身体的拘束を行った場合は、必ず記録をとります。

### 3要件

**切迫性** ～ 利用者本人または他者の生命、身体または権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合には、身体的拘束を行うことにより、利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となるまで、生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

**非代替性** ～ 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。非代替性を判断する場合には、身体的拘束を行わずに支援するすべての方法・可能性を検討し、利用者の生命または身体を保護する観点から他に代替手法がないことを複数の職員で確認する必要がある。

**一時性** ～ 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。一時性を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

## 2, 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

「障害者センター」「あすなろ」では、身体的拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体的拘束等の適正化に関する検討委員会を以下の通り設置します。

### (1) 目的

「身体的拘束ゼロ」を目指し、身体的拘束等の適正化に関する検討を行うこと。

### (2) 所掌する事項

- ① 利用者の生活状態の把握に関すること
- ② 身体的拘束等に関し代替的な方法の有無の検討に関すること
- ③ 身体的拘束等に関し緊急やむを得ない場合の対応に関すること
- ④ 身体的拘束等を必要としない状態の実現に関すること
- ⑤ 施設設備・生活環境の整備に関すること
- ⑥ 職員に対する研修の企画・実施に関すること
- ⑦ その他、「身体的拘束ゼロ」実現に向けて必要な事項

### (3) 委員会の構成

構成メンバーは、所長、課長または課長相当職、課長補佐または課長補佐相当職、係長または係長相当職、サービス管理責任者、その他所長が委員としての参画を認める職員等。

### (4) 委員会の組織

委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

### (5) 委員会の開催

定例委員会は、原則3ヶ月毎に開催するものとする。臨時委員会は必要に応じて随時開催する。

### (6) 委員会の庶務

委員会の庶務は、サービス管理責任者が行う。

### (7) その他

この委員会の運営に関し、定めのない事項について必要な事項がある場合は所長が別に定める。

## 3, 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修は、本指針に基づき、事故発生防止、虐待防止と併せて、身体的拘束等適正化に関する基礎的な内容等の適切な知識の普及・啓発を目指して、年1回以上実施します。

#### 4, 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の態様（時間や状況ごとの様子等）を記録します。そして、身体的拘束等の適正化に関する検討委員会でその身体的拘束について、3要件（切迫性・非代替性・一時性）の確認および検討を行います。

#### 5, 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者及び保護者、代理人等と「身体拘束に関する説明・同意書」を取り交わします。説明・同意書には、3要件（切迫性・非代替性・一時性）をすべて満たし、緊急やむを得ない場合に限り、身体的拘束を行うことを明記するとともに、次の項目を記載します。

- ① 個別の状況による拘束の必要な理由
- ② 身体的拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ③ 想定される拘束の時間帯等
- ④ 特記すべき心身の状況

また、説明・同意書に記載していない身体的拘束等発生の有無については、日常の個別支援記録に毎日、記載します。

#### 6, 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は「障害者センター」「あすなろ」内に掲示します。また、利用者・保護者・関係者等がいつでも自由に閲覧できるようにします。さらに「障害者センター」「あすなろ」ホームページ上に掲載します。そして、全職員に周知します。

#### 7, その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化を推進するために、「障害者センター」「あすなろ」全職員で以下の点について十分に議論し、共通認識を持って取り組みます。

- ① マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ② 事故発生時の法的責任問題回避のため、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ③ 利用者の転倒、怪我等の心配という先入観だけで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ④ 障害の程度や支援の困難さ等で、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ⑤ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ、身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。